

岩手県告示第87号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営江釣子第二地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成22年2月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
北上市上江釣子10地割	109番	田	田	1,791	112
北上市上江釣子11地割	44番	〃	〃	522	256
北上市上江釣子12地割	72番1	〃	〃	1,005	332
北上市鳩岡崎4地割	45番	〃	〃	204	128
北上市鳩岡崎5地割	41番1	〃	〃	556	277
〃	268番1	〃	〃	575	33
北上市鳩岡崎6地割	3番	〃	〃	502	317
〃	23番	〃	〃	849	424
〃	66番	〃	〃	280	82
〃	76番	〃	〃	1,937	67
北上市北鬼柳12地割	106番	〃	〃	522	87